

都市受信障害対策共同受信施設の地上デジタル放送対応に係る考え方

高層建築物等による受信障害（以下「受信障害」という。）への対策として設置された共同受信施設（以下「対策施設」という。）については、平成15年12月以降、地上デジタルテレビジョン放送（以下「デジタル放送」という。）の全国展開が進展していること、平成23年7月24日までに地上アナログテレビジョン放送（以下「アナログ放送」という。）が停波され、デジタル放送へ完全に移行する予定であることから、施設改修等のデジタル放送対応が必要とされているところである。

これに係る対処については、当事者相互の協議による自治的処理が原則であるものの、その際に参考となる事例・学説・判例の蓄積も途上であり、社会慣行として定着するには時間を要する状況にある。

しかしながら、アナログ放送の停波までに対策施設のデジタル放送対応に係る適切な措置を講じるための時間的制約を踏まえ、デジタル放送への円滑な移行とその促進を図る観点から、対策施設のデジタル放送対応のための協議の際の参考とすべく、費用負担等の考え方を示すものである。

1 基本的考え方

(1) デジタル放送は、受信障害に強い伝送方式を採用しているため、アナログ放送に比べると受信障害の改善が見込まれており、現に対策施設によりアナログ放送を受信している世帯（以下「受信者」という。）のうち、一部の世帯は個別アンテナによる直接受信が可能となる。

従って、デジタル放送への移行後、そのような世帯に対してはアナログ放送における受信障害の原因となった高層建築物等の所有者（以下「所有者」という。）が設置した対策施設による受信障害対策の必要性はなくなるものと考えられる。

(2) 一方、デジタル放送においても引き続き受信障害が解消しない世帯に対しては、

○ デジタル放送はアナログ放送から置き換わる（代替する）ものであり、地上波放送における受信障害に変わりがないこと

○ アナログ放送における受信障害の原因となった高層建築物等が、デジタル放送においても受信障害の要因の全部又は一部であると考えられること

○ 「高層建築物による受信障害解消についての指導要領について（通達）」（昭和51年3月6日郵放企第8号）において、対策施設のうち「共同アンテナから各戸の保安器までの設備及びこれらに附帯する設備」については「受信障害発生の原因となっている建築物の建築主の責任と負担で維持管理を行うことが適当である」としていること

から、デジタル放送への移行後も引き続き、所有者によって、対策施設の適切な維持管理等の措置が講じられる必要がある。

- (3) 従って、受信者が、受信障害対策として引き続き対策施設によってデジタル放送を受信せざるを得ない場合、当該対策施設のデジタル放送対応に係る改修を行わなければアナログ放送から置き換わるデジタル放送への移行後には地上波放送の受信障害対策施設としてテレビジョン放送を受信する機能が失われることとなることから、対策施設のデジタル放送対応に係る改修方法や費用負担等については、当該対策施設の維持管理責任を有している所有者と受信者とを当事者とする協議によって決定されることが基本となるものである。

2 費用負担の考え方

対策施設のデジタル放送対応に係る改修に要する費用負担については、当事者間協議を通じて合理的に決定されることが望ましく、対策施設の維持管理責任やデジタル放送を個別アンテナにより直接受信する世帯との公平性の確保等を踏まえ、当事者双方が応分の負担をすることが妥当と考えられる。

その際の具体的な費用負担の考え方の一例としては、

- 対策施設のデジタル放送対応に係る改修に要する経費のうち、当該対策施設により受信せざるを得ないがために必要となる部分は、その維持管理責任を有している所有者が負担すること、
- また、受信設備の設置は一般的に受信者自ら行うことが原則であり、対策施設での受信によることでそれらに係る経費が不要になるものではないことから、個別アンテナにより直接受信する世帯との公平性を考慮し、受信者は、デジタル放送の受信に通常必要とされる経費に相当する額を負担すること、
- 従って、デジタル放送を個別アンテナにより直接受信する世帯が通常必要とされる、UHFアンテナの設置費用等の経費に相当する額を受信者が負担し、それを超える額を所有者が負担することが想定される。

なお、ケーブルテレビへの加入等、対策施設の改修以外の方法でデジタル放送を受信しようとする場合も、前記の考え方に沿って、当事者双方が応分の負担をすることが想定される。

3 その他

デジタル放送においては受信障害の改善が見込まれることから、デジタル放送への移行後には受信障害が解消される範囲の対策施設の撤去・縮小等により、その維持管理に係る経費を軽減することが可能となる。

このためには、デジタル放送において受信障害が解消される範囲を調査することが必要となることから、対策施設の維持管理に係る経費軽減等が見込まれる所有者が、この調査を主体的に実施することが望ましい。

都市受信障害対策施設の地上デジタル放送対応に係る考え方（概要）

【都市受信障害対策共同受信施設の地上デジタル放送対応に係る周知の促進について(通達) :総情域第151号(平18.11.27)】



基本的考え方

- ✚ デジタル放送で受信障害が解消された世帯においては、受信障害対策は不要。
- ✚ デジタル放送においても受信障害が継続する場合は、高層建築物等の所有者と受信者を当事者とする協議により対応。

費用負担

- ✚ デジタル放送対応に係る改修費用は、当事者がそれぞれ応分に負担することが妥当。
- ↓
- ✚ 具体的には、受信者はデジタル放送の受信に通常必要とされる経費、所有者は受信者負担分を超える経費をそれぞれ負担。

